

平成30年 第4回

木古内町議会臨時会会議録

平成30年 8月30日 開会

平成30年 8月30日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成30年8月30日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	3
日程第 4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	3
日程第 5 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算（第4号）	5
閉会の宣告	24
会議録署名議員の署名	25

平成30年8月30日（木）第1号

- 開会日時 平成30年 8月30日（木曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成30年 8月30日（木曜日）午後12時06分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
総務課長	若山	忍
会計管理者	高橋	和夫
まちづくり新幹線課長	木村	春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田原	佳奈
建設水道課長	構口	学
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成30年 第4回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成30年8月30日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案 第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算(第4号)

平成30年第4回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第4号）	30.8.30	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（第1号）	30.8.30	原案承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（第2号）	30.8.30	原案承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、平成30年第4回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。今朝、代表監査委員の森井俊郎君から体調不良のため、欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

2番 新井田昭男君、3番 平野武志君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はじめに、承認第1号 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

平成30年第4回の定例会を開催するにあたり、議員の皆様には時節柄、何かとご多忙のところをご参集いただきましたことを心から厚く御礼を申し上げます。

ただいま一括上程されました、承認第1号、さらには承認第2号について、提案理由のご説明を申し上げます。

提案につきましては、承認第1号が私、承認第2号は大野副町長からさせていただきます。

本件につきましては、木古内町が平成23年4月28日に、木古内町国民健康保険病院への採用内定を取り消した埼玉県在住の男性と女性より、平成30年2月1日付で請求のあった、内定取り消しに係る和解金について、地方自治法第179条・第1項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

和解内容につきましては、木古内町は相手方に対する平成23年4月28日付けの内定取消通知を取り消し、合意により平成23年度職員としての契約を取り止めたことを確認する。

また、木古内町は相手方に対し、和解金25万円を支払う。さらに、相手方は木古内町に対し、今後、一切の請求をしないとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

副町長に代わります。

○議長(又地信也君) 承認第2号の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) おはようございます。

それでは、私のほうから第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

その前に第1号の冒頭の町長の挨拶の中で、臨時会ではなくて定例会というふうに言葉を発しましたので、定例会ではなくて、臨時会ということで訂正をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度木古内町一般会計補正予算(第3号)の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を39億7,936万8,000円とするものです。

補正の内容は、先ほど町長から申し上げた、木古内町国民健康保険病院の医師採用内定取り消しに伴う和解金及び第48回全日本中学校バレーボール選手権大会出場に係る補正です。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、22節 補償・補填及び賠償金 25万円は、医師採用内定取り消しに係る和解金で、平成23年当時、勤務していた町から木古内町及び木古内町から埼玉県までの旅費相当分として25万円で和解したものです。

次に、8ページをお開き願います。

あわせて、議案説明資料 資料番号1の9ページから10ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 187万6,000円は、7月31日から8月2日に開催された、第48回北海道中学校バレーボール大会で、木古内中学校バレーボール部が準優勝し、北海道代表として、8月21日から島根県松江市で開催の第48回全日本中学校バレーボール選手権大会に出場するための費用を追加するものです。資料の9ページには、大会日程・積算内訳を、10ページには参加者の名簿を記載しております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金 212万6,000円は、このたびの補正に係る財源を財政調整基金から繰り入れて財源とするものです。

なお、中学校の全国大会の結果は、予選リーグ敗退、2敗でした。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、承認第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、承認第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第4号)

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第1号 平成30年度木古内町一般

会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,799万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億1,736万7,000円とするものです。

補正内容は、2款 総務費で、企業誘致政策に係る町有地造成工事費用の補正及び10款 教育費で、小中学校の各部活動の大会参加報償費の追加補正、並びに成臨丸遺構調査費用・負担金の補正です。

歳出から説明をします。

7ページをお開き願います。

あわせて、資料番号1 議案説明資料1ページから2ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費、15節 工事請負費 3,600万円は、現在企業誘致用地に建設中のホテル新築工事に伴い、周辺の町有地を造成する工事費用を補正するものです。主な工事内容は、排水路の改良・地盤改良・路盤工となっております。資料の1ページから2ページに工事内容・図面を添付しておりますので、お開き願います。

1ページには、造成にかかる費用について、工種ごとに区分した積算一覧です。

排水路改良や、雨水などの表面水を隣接民有地に影響を与えず処理するための水路工として600万円、現在の土を掘削するための土工として400万円、最下層の土を砕石などに置き換える地盤改良工として500万円、その上部において土を砕石に置き換えるとともにアスファルト安定処理などを行う路盤工として2,050万円、既存の水路工作物を撤去するための構造物撤去工として50万円、計3,600万円の事業費を計上しています。

この町有地の造成工事につきましては、平成28年9月に企業誘致用地として購入した際に、排水路の整備や土地の整備が必要という認識を示しておりましたが、その後、地中の調査を行わないまま企業振興促進条例によりますホテル建設に関して、株式会社木古内ホテル企画より指定申請があり、事業所建設助成金の交付決定を行っております。

このホテル新築工事とあわせ、造成工事を進めるため地盤調査を行った結果、このたび提案している積算となりました。もっと早い時期に地盤調査を行い、議員各位に土質の評価をお知らせすべきところ、遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

次に、2ページには、造成地を地盤改良のあるなし、表層舗装のあるなしで3区分にしております。

なお、造成地③は、今回のホテル案件では使用しない残存地ですが、中央駐車場の代替地としての使用を想定した整備でございます。

次に、議案に戻りまして、8ページをお開き願います。

10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 17万5,000円は、木古内小学校吹奏楽部が7月29日に行われた第63回北海道吹奏楽コンクール函館地区大会において金賞を受賞し、函館地区吹奏楽連盟より推薦を受け、9月22日に苫小牧市において開催される第37回北海道小学校バンドフェスティバルに参加することとなったため、不足する費用を補正するものです。

資料の3ページに参加に要する費用及び今後の執行予定等を踏まえた補正額の内訳を、4ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、9ページをお開き願います。

4項 社会教育費、1目 社会教育総務費、19節 負担金補助及び交付金 20万8,000円は、国立大学法人東京海洋大学とオランダ王国文化庁による咸臨丸遺構調査において、案内役として参加する地元ダイバー及び漁船に係る費用を町が負担し調査支援を行うものです。

遺構調査は、9月7日から9月8日を予定しております。

資料の5ページから6ページに、調査の計画書を添付しておりますのでご参照願います。

次に、10ページをお開き願います。

5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、8節 報償費 161万6,000円は、木古内中学校バレーボール部に所属する生徒が参加する渡島合同バレーボールクラブライジング男子チーム・女子チームがともに全道大会で優勝し、9月22日・23日に大阪府で開催される第21回全国ヤングバレーボールクラブ男女優勝大会に出場するための報償費を補正するものです。

資料の7ページに参加に要する費用及び今後の執行予定等を踏まえた補正額の内訳を、8ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金 3,799万9,000円は、このたびの補正に係る財源を財政調整基金から繰り入れて財源とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時19分
再開	午前10時20分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 今回の補正の7ページの町有地の造成について、8月の2日の常任委員会で、この部分の説明を受けています。我々とすれば、ホテルの6月の29日の臨時会でのいろいろ条例に基づく部分のあれが全部終わったのかなとそういう捉えをしていました。8月の2日には町長が不在でしたので、町長の考え方含めて確認する機会がいままでなかったものですから、非常に困惑しているというかなぜという部分が我々行政側と議会側の理解度というか解釈の違いというか、そういう部分がちょっとあるのかなというふうに思います。

町長は今回、補正した町有地の造成事業これについては、あくまでも企業振興促進条例これに乗った3条の町長が特に認める時は、別表に掲げるいろんな例えば建設費の何割だとか無償賃貸だとかそういう別表を超えて助成ができるというそういう部分から今回の補正提案なんだろうなというふうに思っています。これは良いとか悪い以前に、これは前回の臨時会の時でも若干議論をしましたがけれども、町の二分しているという状況の中ではまだ終息をしていないという我々はそういう理解をしています。若干、反論等もありましたけれども、賛成多数で町長の念願のホテルが実現する運びとなってきたわけなのですけれ

ども、この辺のやはり町有地を造成するというその根拠というか、町長の意図するところがどこなのだという部分をまず確認をしたいと思います。

それから建設水道課長、今回8月の2日含めてきょうの説明資料等も含めて、この3,600万円の根拠というか積算の費用。通常、3,000万円くらいの事業であれば、コンサル等で設計委託。ところが、ずっと総務の委託契約の内容を見ても全然この案件に触れてはいないという。この3,600万円の積算、これいつの時点でどうしたのかという部分。まず、この2点確認をしたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

企業誘致につきましては、既に十数年の経過を経て、今日に至って、やっと一つの成果が現れるというところまでやってまいりました。当初は、まだ駅前通、それから駅前広場等の開発が途中でございましたので、企業誘致の際にはどこを利用していただいても結構ですよ。こういう要望をしてまいりましたが、なかなかそれに応えてくださる事業所、企業等がございませんでした。こうしている時に、一つずつ整備が行われ、もう既に道の駅の建設も取りかかるなどその間も企業誘致に努めてきたのですが、なかなか実現ができなかった。もう場所がなくなってきましたので、駅前から少し離れる現在の地点、所有者に許可を得て企業誘致の土地として、それを使わせていただいたと。その時に議会から、あの土地は町がしっかり買って、自分の土地だということ営業しないと企業もその言葉に乗ってこないでしょうということで、議会の皆様のご理解をいただいて、あの土地を町が購入する運びとなりました。

本来、企業誘致をする場合は、町の地質等も全て整備をして、こういう土地ですからどうぞとこう言うのが本来の姿であります。残念ながら十数年営業をしてきて実績がなかなか伴わなかったものですから、そこまで費用をかけて企業が進出なければ、それも長い間負担だけが増えるということでもございましたので、企業が決まったら地質調査等を行って排水路の整備、あるいは路盤の整備を行うということで進めてまいりました。

このたび、ホテル建設の事業所さんが決定いたしましたので、改めてこのような形で土壌の整備をする、路盤の整備をする、排水の整備をするということでもございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 2点目の答弁については、建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) コンサル業務に関してのご質問ですが、まず今回この図面に関しては、ホテル企画側さんで作製しております。その図面をもとに私どものほうで積算をいたしまして、3,600万円という工事費を出しております。

いま竹田議員おっしゃったように、本来このくらいの規模であればコンサル業務というのは伴うものですが、今回はホテル企画さん側のほうでこの図面を作成しておりますので、それをもとに今回私ども建設水道課のほうで積算し、工事費を算出したものでございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長、私が確認しているのは、この条例に基づいた町長の特認事項で今回の予算計上になったのかどうなのかという部分を聞いているのですよ。

それと、建設水道課長のほうでホテル企画さんから図面の提供を受けて、それをもとに積算をしたと。それいつしたの、積算したの。だいたい何日頃ってわかるでしょう。

○議長(又地信也君) 質問を続けてください。質問をして終わったら、答弁させますから2回目の。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) ただ、3回目で我々もうあと権利がなくなるものだから。

○議長(又地信也君) それは、私のほうで配慮します。

2回目の質問ですけれども、町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

条例に基づきまして、私の判断で予算化をしたものでございます。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 積算の時期についてですが、こういった今回の調査業務を踏まえた中で積算をしたのですが、積算の仕事を常時やっているわけではないのですが、4月の上旬から10日あたりまでの期間で積算のほうはしております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長の条例に基づく町長の特権で、3,600万円を一般財源で行う。我々は、決して何もホテル建設が否定しているわけでもないし、できる部分はあれする。だからやはり、進め方が順序が逆なのですよ。副町長の説明あったように、地質調査をやってこういう路盤の改良が必要だと。そうしたら議会に地質調査の状況、あるいは現地を確認させて相互の理解の中で、やはりこういうふうな運びをすべきだってこういうふうに思うのですよ。

そう思いませんか。早くホテルを整備しなきゃない、端的に言ったらホテルの建設費の補助は、条例に基づいて予算計上・予算決定していますから、あとはいろんな補助申請の中で最終的に確定をして、町が精算すると。それは、それでもう決まった部分でやりますからいいのですよ。ただ、ここの条例で言っているこの別表以外の制度、これが町長の特権で3,600万円、本当にいいのだろうかと思うのですよ。私は、ここで言っている別表以外の部分で町長が特に認めるとするのは、ちょっとした変更だとかあって、100万円・200万円の枠内で町長がこれは認めてやろうということでのあれかな。ホテル建設に関わる部分の補助は4,120万円、今回3,600万円。これでは、町民が納得しない。端的に言ったらホテルの外構工事を町が肩代わりしてやると言われても町長、どう答えます。本来であれば手順を踏んで企業誘致の話が出て、1月頃からの話として雪解けを待って、基盤整備を町が先行してやる。地質調査もやった結果、こうだという部分。やはり何て言うのだろうか、ガラス張りの私は行政でなければ、だめだと思うのです。またそろ今回の補正についても賛否討論になれば、また議会と行政が何をやっているのだと言われるのですよ。議会としてもきちんとやはり良いものはいいい、きちんとチェックするものはチェックするというそういう立場にあるわけですから、その辺町長どうなのでしょうね。単費で3,600万円、3,000万円あれば町内の防犯灯だって全部LEDに切り替わるくらいの金額なのですよ。「福祉都市きこない」、もっともっとやはり福祉のために予算を計上してもいいのかなというふうに思うところあります。

それから建設水道課長、4月・5月から積算をしたという。7月、そうしたらそのあとの8月の2日の資料・図面等、あれ見れば裕成建築、平成30年5月日にちが入っているのだよね。なぜ7月、積算にかかったものを8月2日の常任委員会の資料として、ホテル企画さんで作った図面を提示しなければならぬのか。そして、臨時会でこの補正。この8月2日の時に、はじめて建築確認申請の変更後、8月1日に許可出て、確かに民地の境界線からの距離の問題での

微々たる変更ですからそういう大した問題にはならないのかなというふうに思いますけれども、ただ6月の20日。第4回の常任委員会の時、ホテル企画さんのほうから出た中で若干の議論、議会側としました。その時に6月20日の時に、細かい例えば積算だとか何とかという場合によっては設計書も議会に提示できないのかという議論の中で、この時点で庁舎内でのエキスパートが集まって慎重審議した結果、問題ありませんと。6月20日だよ。そう言っていて、8月の2日の第5回の常任委員会で確認申請の変更、あるいは駐車場造成による外構。これについては、木古内町発注工事とホテル企画発注工事の2区分で行うと。そして、7月の17日に合意をした、こういう説明なのですよ。本来であれば合意形成を取る前に、議会ともいまこういう進めをしている経過を含めた議論をした上で、合意をするというのが順序でないだろうか。下部工の施工、上部工の表層施工で分ける。物理的に町長もそういう技術屋の仲間ですから、現実的にそういうことが可能なかどうなのか。

それと総務課長、この工事の発注、このあと開催される第6回の総務の常任委員会の資料を見ても今後の入札予定の中に入っていないのですよね。きょう例えば採択になって入札予定に入っていないということは、どういうことなのか。当然そういう不信感が出るのですよね。

それと、排水についても6月20日の図面これ見てもホテル企画さんのほうでは、排水の部分であっても前の中央駐車場とホテルの出入りの部分、それ何メートルか距離はわからない。

そこをボックスカルバートにするとそういう計画ですよ。そう出ているのに今回、その排水も全面改修しなければならないという。この排水については、たまさかいま木古内町の雨量というか雨も本州のような大雨がきていない。暗渠にした場合、600の管でどうなのだろうという議論も含めて、議会だって真剣にやはり考えていかなければならない。だから、どれだけの雨量に耐えられる600にしたっていうその排水なのかどうなのか。

それと、中央駐車場の代替地として新たに代替の駐車場を整備する。この図面の位置からみても、誰が見たってホテルの駐車場という位置づけになりませんか。

それと、ここだってやはり問題あるわけですよ。駐車場の代替予定地も既に、工事のヤードとして有償で貸し付けしているわけだ。中央駐車場の代替地で駐車場が必要だって言うのであれば、いち早く整備しなければならない場所だと思うのです。

それと、まして前の旧法務局跡地の中央駐車場、あそこの路盤が良いと。そこを町が中央駐車場として整備をしてお金のかかる、言い方悪いけれども代替の駐車場についてはという今回の提案なのですよね、その辺が。ただ、排水路についても議会に言っていた排水路の切り回しの必要性を議論したのは、建物を建てるために排水がその下をとおるから、排水を切り回ししなければだめだというそういう部分を町がやりなさいよと言った経過なのですよ。

いまは、建物に支障がないわけだからボックスカルバートでもグレーチングでも間に合うのでない。やはり単費を使うわけだから町長、この辺のいかにしたら経費が抑えられるかどうなのかという部分を含めて、ちょっと1回答弁もらいます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員の造成事業に対するお尋ね2件につきまして、お答えしたいと思います。

1点目は、地盤調査等について、手順が少し違うのではないかとこのようにご理解しているようでございます。先ほど説明で大野副町長よりそれにつきまして、お詫びを申し上げた

ところでございますが、そのお詫びについて許さないということであれば、改めて私からもお詫びを申し上げます。

また、こうした手順の相違というのは、これまでもご説明をさせていただいておりますが、先に整備をしてそのあと企業誘致が来た。しっかりとした路盤になっていたあとに、また再度路盤を整備するとなると二重とまではいきませんが、壊してまた整備をするということで経費が膨らむということこのためにそのままの状態に置いたというの也有ります。冒頭、先ほど申し上げましたように、これまで企業誘致でなかなか成果が出なかったというのも一つの要因になっております。

2点目は、費用の件でございますが、4,120万円というのはこれは条例で積算をした数字でございますので、建物に係る費用でございますから、これは住民の理解が町が作ってあげたのだろうみたいなそういう理解はされないと思います。これは、皆様方のご承認をいただいております。

今回、計上させていただいた3,600万円につきましては、これは条例に基づいて私の判断で行ったわけではございますが、竹田議員につきましては、それが100万円から200万円くらいということなら良いだろうという条例の読み取りをされているようでございますが、特に条例の中では金額は謳っておりませんので、こういう金額でも必要なものには投資をしていくと。100万円ならいいのかと3,600万円は何でだめなのだと。これは、大切な税金でありますから、100万円も3,600万円も同じ価値だと私は思っております。3,600万円の投資ではありますが、これはせつかくホテルという建物が建つ、当町に宿泊できる場所が多くなるということは、たくさんのお客様を迎え入れることができる町の一つとなるわけでございますから、このチャンスを逃すことはあつてはいけません。当町においては、これまでも何度か大きなチャンスを逃した事例もございます。このチャンスは、チャンスが来た時でなければ掴めません。したがって、いま多額の投資をするように見えますが、これは地元の既存の事業者を含めまして、この投資が大きく花開いて、みんなが笑顔になれるようなまちづくりを目指していきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 私のほうからまず、積算をもっと早く提示できなかったということについてでございます。

先ほどご説明申し上げました図面に関しては、ホテル企画側さんで駐車場の図面を提示いただきました。ただ、この図面に関しては、表面の部分の平面図のみとなっております。私ども建設水道課としては、現地の状況のある程度把握していることがございました。その観点から何らかの土質の改良は、必要ということをこれは技術的な経験から感じておりました。

この時点では、まず表面での積算はできました。ただし、地盤改良に伴うことに関しては、調査がまだ行っておりませんでしたので、これに関する積算はまだできない状態だったということでございます。それを確認するために7月の中旬に入ってから、現地のほうの調査を入りまして、地盤改良が必要だという調査が出たものでございます。

次に、既存の水路工に対しての水の量が大丈夫かというご質問でございますが、これに関しては現状、竹田議員おっしゃるように、一部600の管と800の管と二つ入っております。ただしここに関しては、Vの450という側溝が現状入っておりまして、この断面を勘案しますと600の管径でいけるとということになります。さらには、トラフの上を私ども複断面と言っ

ているのですが、要は管の断面以上に水が来ても水が流れる状態になっています。こういった部分の経験的なことも踏まえまして、現状のU450を管径600に変更して施工するというごさいます。先ほどボックスというお話ありましたが、私どもとしてはボックスという観点ではなくあくまでも暗渠、これはどういうものかと言うと要は、暗渠と明渠というものがありますが、暗渠というのは言葉のとおり暗くするという埋められるということになります。その部分で水が飲めるということをお判断しておりますので、流量に関しては問題ないということをお考えしております。以上です。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 竹田議員から今後の工事予定に入っていないとのご質問だったのですけれども、このあと常任委員会のほうで工事予定、あるいは進捗状況等報告することとしておりますが、この工事につきましては、春の3月議会定例会で承認いただいた新年度予算に基づきまして、その予算化されている工事について掲載させていただいて、その分についての現在の進捗状況をこのあとの常任委員会でお示しすることとしております。

きょうこの臨時会では、もし予算化がされましたら、そのあとまた工事一覧のほうに追加していくという考えでおります。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 6月20日、7月17日、8月2日とそれぞれの日付けを示されてのご質問でございます。

まず、6月20日につきましては、指定申請が事業者のほうから上がってまいりましたので、その書類に基づいて関係各所で審査をしている状況について、ご説明申し上げます。

その結果として6月の29日ですか、臨時議会で指定決定するための予算について、議決いただいたということでございます。8月2日の常任委員会につきましては、その後、今回またご提案申し上げた外構工事の概要について、ご説明申し上げているところでございます。

7月17日に合意されたというふうにおっしゃいましたが、資料でもお示ししているとおり、7月17日はホテル企画から建築確認の変更申請の手続きを行うという申し出があったので、報告がありましたので、それを8月2日の常任委員会で議会のほうにお知らせしたということでございます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

4回目ですので、普通であれば3回なのですが、1回だけ許します。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 最後の7月17日に合意をしたと。これ口頭で言っているわけだから、私はメモしているのですよね。あとでこれ議事録精査をお願いしたいという。

それと、総務課長は建水の技術屋さんでもあるし構口課長もそうですが、この何て言うのだろう。造成、木古内町が下層工事をやって、そのあとホテル企画さんですから齊藤建設が表層工事をする。未だかつてこういう工種と言いますか、聞いたことないのですよ。そうすれば総務課長、これ今後入札をしていくということですから町内の業者、通常の入札これからするわけですよね。早くても9月の中旬以降でなければ、この工事の発注ができないという。

それと、やはり駐車場についてもどうなのでしょうね。副町長は前から議論して諮っているように、再三我々も中央駐車場整備すべきだと。冬になれば除雪も満足にしていないとい

うところだったのですよ。そこがやはり整備が必要だとなれば、まずはあそこを整備をしてホテルの駐車場にいまの代替の駐車場をあれして、使うのは使えるわけです。あの排水にボックスカルバートをやれば車の往来もできるわけだし、そういう形をやはりすべきでなかったのかなと。

それと、やはり水路についても理解できない。どれだけの雨量で600の暗渠が大丈夫なのだというのか、私は理解できない。そのくらいだったらトラフでお客さん含めた安全を図るために蓋をするグレーチング、何かあった時に排水の清掃もできる。暗渠である管つないじゃったら、大雨で土砂が詰まったりあれした場合どうします。やはりそういう部分も含めて。

ただ、この図面を見れば2箇所くらいマンホールも設置するようでありませけれども、何か町長と我々とのやはり違いとか感覚の違いなのだろうと思うのですが、200万円と3,600万円と同じだという感覚では私達はないのですよ。やはり100万円は100万円、3,600万円は3,600万円の価値がある、そういう捉え方をしています。ですから、何かこういう議論をすれば、もうホテルの工事に関する部分はだめだというふうに聞こえるかもわからない。決して私達はそういう部分を持っているわけではない。町が二分した経過、ホテルだけにこういう支援、手厚い支援をしてもいいのかという部分も一つの反対の声として上がっているわけだ。そうすれば積算したら3,600万円、だけれども内容を精査して3,000万円にしたとかとやはりそういう努力のあとがあつてしかるべきでないかというふうに思います。町の税金をホテルだけに投入していいのかというふうに思います。再度、町長の考えなり排水の関係含めた答弁。

○議長(又地信也君) 同じような質問なので、同じような答弁になるのかわかりませけれども、町長どうですか。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

ホテルがもたらす経済効果、これは極めて高く、先ほども申し上げましたように、当町が泊まる事がたくさんできる町だということも多くのかたに知っていただくことによって、新たなお客さんもやって来る。そして、既存の事業所の発展も望める。こういったことがいま議員がお尋ねの造成事業が必要だからやるということでもありますので、同じようなことを何度も繰り返すことにはなりますが、決して無駄なことをしようとしているわけではなく、このかけた費用以上の効果はこれから十分生んでいきます。その点をご理解いただきたいと思っております。それは、町全体の発展につながるそのように信じております。それに向かって皆さんのお力をお借りしたいと思っております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 水路工に対しての再度のご質問でございますが、私ども技術屋としてまず言えるのは、現況のV450に同等する面積というものに関しますと、管によりますことになると、600の管が同断面以上のものであるということ、まず水路の断面に関しては流量の問題はないと考えております。

次に、維持管理についてでございます。

一般的にはこの柵の間隔というのは、例えば道路でいきますと40m間隔程度でいれるのが一般的となっております。ただ、こういった明渠の部分を現状のままにしておくということに関しては、いろんな利用実態がある中で、今回はホテルの隣接地という区域にはなります

が、こういった暗渠の部分に関しては、ほかの地域でもあります。こういった観点も含めて、まず明渠から暗渠にするということは、排水の維持管理をする上でも非常に大事だと思っています。この大事だということに関しては、やはり安全という部分が一番大事だと思っていますので、まずここに関しての水路に関しては、明渠のものを暗渠にするという改良という考え方を持った中でやる考えでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 1時間過ぎましたので、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時02分
再開 午前11時14分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

3分ほど長くなりましたけれども、8月2日に開催されました総務・経済常任委員会で議論、あるいはいろいろ皆さんと一緒に議論した結果の議事録を精査いたしました。その結果、先ほど竹田議員のほうからありました、町で発注する部分、地盤改良ですね。そのあと、ホテル企画さんのほうで発注する表層、舗装です、3cmだと思っております。その部分についての合意形成があったという部分に関しては、常任委員会のほうに報告されております。そのことをお伝えいたします。

そのほか質疑ございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野です。

きょうは、事業をやられるかた、あるいは自身の営業を心配されてこれまで反対運動を行ってきたかた、たくさんの傍聴のかたが来ておりますので、我々の見解も含めてわかりやすく質疑も含めて見解も申し上げたいと思います。

この企業誘致条例については、我々議員が全員一致で可決したものであります。それ故に、よほど風紀を乱す企業の進出以外の企業については、我々は反対をする立場にございません。

これについては、当初から常任委員会で全員で意見を一致しておりますし、前回の6月の臨時会の際に竹田議員が反対討論されましたが、それも「ホテルの進出について反対ではありませんが」という言葉を添えた上での反対討論でした。なぜこういうことを申しますかと言うと様々町の中で賛成されているかた、反対されているかたの議員も含めて町も含めていろんな意見が出ていますので、我々議会としては反対しているわけではないということをこの本議会の中で申し上げたほうが良いと思ひまして、余談な話ですけれどもさせていただきます。

それで、我々は反対していない中でも様々な質疑等々あるのですけれども、なぜかと言いますとやはり町がこれまで進めるにあたって、我々議会への説明、町民への説明が後手後手だった部分が多々あります。あるいは、今回の予算の計上についても町の不備もございました。それについては、副町長はじめ町長も今回の議会の中で謝罪をしたところなので、不備だということをおわかっていと思います。ただ、前回の8月10日です。全員協議会の中でもきょうも副町長おっしゃいましたが、28年9月に土地を購入した際に、お金はかかるのだよということを申し上げましたということを言ったのですけれども、当時の説明議事録を見ると排水溝の簡易な工事が必要であるという認識を受けたのです。それが8月の10日、いまい

よいよという時になって地盤改良、造成工事で3,000万円かかりますよとドンといきなりこの予算が出てきたというので我々は混乱しているのですよ。それも今回の提案の中で町長のひとことで、「これは私の判断で出しました」と町長だからいいのですけれども、私の判断で一撃3,600万円ドンと。これにはやはり一般町民のかたも含めて、それはホテルやられるかたに追加で補助しているんじゃないかと内容を見ればわかるのですけれども、そう思われかねない進みだと思ふのです。そこだけは理解していただきたいですし、反省していただきたいです。また、我々もその造成工事にそれだけかかるということが認識できなかったこと、指摘できなかったこと、これは私も反省したいと思います。

ただ、あと当然町長の言うとおりに、町を活性化させると心強い言葉ありましたので、当然そうになっていただくようにホテルの進み進んでほしいのですけれども、この3,600万円に対して町民にしっかりと説明する義務があるのです、我々も。きょうこのあと臨時会終わってから、常任委員会あるのです。その常任委員会の中での調査事項が財政収支計画についてあるのですけれども、この資料を見ますと10年後までの試算の収支を書いておりますけれども、10年後の基金残高。町長も見られていると思いますけれども、3,000万円なんです。10年後にはこの木古内町には3,000万円しか貯金、いま20億円あるのが3,000万円しかない町になるのです。それを考えた時に、いま企業誘致については1割補助するというのは我々認めましたけれども、追加でその3,000万円も安易に出すというのが10年後を見据えた時にどうなのだという心配をしているのですよ。ですので、このあとの常任委員会の中でも収支については、詳しい説明あると思うのですけれども、いまこの場で3,000万円を出すにあたって、先ほど謝罪は認めましたけれども、その3,000万円を出すにあたって、将来が不安にならないような我々を納得させるような町民にしっかりと説明できるような答弁をいただきたいと思ふます。お願いします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま、10年間にわたる財政収支計画の内容についてのご質問とあわせて、この財源の支出が町の今後の経営に悪影響を与えないだろうかというご質問かというふうに思ふます。

資料の説明は後ほどの常任委員会ということになるのですが、資料の2ページのほうに今後発生する財源で見込んでいないものについて、記載をしております。その中には、JRから受け継ぎました線路の撤去費用です。これに関わる基金が2億3,000万円ほどあるのですが、これについて現在は撤去作業を進めるということにしておりますが、鉄橋等の河川にかかっている鉄橋等の解体撤去については、現在、事業者と道のほうがこれは前に説明をいたしました、電線のケーブルを敷設する業者が北海道庁のほうと協議をしております、撤去しないでそこにケーブルの敷設を進めるというふうないま協議が進んでおりますので、それがいまこのあと実を結ぶということであれば、2億円の財源は生まれる予定になっております。

また、ふるさと納税を含めて、町への寄附金等についてもいまのところは見込んでおりませんので、これについても今後の展開によっては、またプラス要因となるというふうな内容で説明する予定でございましたので、財源的には大丈夫な状況にありますというようなことで説明を申し上げます。

今回のこの提案にあたりましては、前段の竹田議員からの質問にもございましたが、町の

ほうで購入した時、いま平野議員からもありました。町で購入した時に、整備は必要だということを共通認識には立っていたとは思いますが、ただその内容について具体の協議が進んでいなかったというのは、これは認めなければならないところだと思っておりますし、私も調査をし、そして評価をした結果、下層路盤のほうの粘土質がかなり深くまで入っていたということで、なかなか簡単な路盤改良では済まなくなりました。あるいは、地盤改良もしなければならなくなったということで、1mほどの掘削を進めなければならないという状況で、今回の提案というふうになっております。

28年当時については、条例も改正をしながら、町の政策として企業誘致を進めたいということで、議員の皆さんにご理解・ご同意をいただいたわけですから、その考え方・流れについては、一切変更していることはないわけなのですが、どうもこれまでの常任委員会での説明等について、私どももしっかりとした調査結果を持たずに話をしていたということもございましたので、冒頭のお詫びということになりました。

今回の提案も含めてですけれども、今後の提案にあたってはしっかりと説明をしながら、ご同意をいただきながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 今回の3,600万円可決された場合の仮定の話はちょっとまずいのかもしれませんけれども、この進みを我々議会は町民に配布できる議会だよりというのが定例会ごとなので、9月の定例会があつて11月になりますね。ちょっと先の話なのです。広報は毎月発行されていますので、この金額がホテル側さんに優遇された金額じゃないのですという町が本当であれば、事前に整備してから企業に渡さなければならない土地だったと。その不具合って書くかどうかは書き方はお任せしますが、きちんと町民にわかるような。それを出したからってそれでもさらに勘違いと言いますかあるかもしませんが、できるだけのしっかりとした周知をしていただきたい、それがまず約束の一つ。

あと今後、常任委員会全員の一致の意見でもあるのですけれども、これまで既存の宿泊業者の方々への配慮です。これまでも町長には強く常任委員会から調和と言いますか真摯たる態度をとということを申し上げてきましたが、まだ足りないというのが私委員長の見解でございます。

今後もし足りないまま進みますとさらなる竹田議員がずっと心配している町を二分することがさらに発展する可能性もありますので、今後、さらに力いれをして町長には町の調和、二分することのないような取り組みを一生懸命やってほしいとそれは町長の口からぜひ約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 平野議員のお尋ね2点ございますが、はじめのほうはこの路盤、あるいは土壌の改良工事につきましては、これはホテル側にするものではなくて、企業誘致の用地として整備をするという住民に誤解のないような周知につきましては、しっかりと行ってまいりたいと思います。

また、既設の事業所さんへの配慮でございますが、これは決して事業所さんに何か冷たくしているということではなく、一緒に発展すべく様々な施策を持って進めてまいりますので、これからは既存の事業所さんとは都度、調和の取れた進め方をしていきたいと思っております。

いずれにしましても、新しいところも既存のところも同じように発展していくというのが私の願いでございますから、それに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長(又地信也君) ほかに。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 新井田でございます。

私のほうからちょっと2点・3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、いま非常に町財政の話も出ました。そういう観点から提出資料から私のほうで勘違いいかもしれませんが、まず8月2日の第5回の総務・経済常任委員会で提出されました、おそらく課長は持っていると思います。構口課長にちょっとお尋ねしたいのだけれども、それと今回上程いただきましたこの資料の中身、この違いを確認をさせていただければと思います。

まず、8月2日にもらったこれ地盤改良標準図というものがあるのです。これは、縮小版で資料としていただいているのだけれども、裕成建築計画さんというところから出ている。まさに先ほどおっしゃっていたように、これをベースにして構口課長が積算されているような言い方されていましたが、この中でいま言った地盤改良標準図の寸法なのだけれども、一番この大きい数字でいくと深さ約1,730ほどあるのですね。この図でいきますと。ところが実際に今回いただいた図面でいきますと、多くて約1m100とかという先ほど副町長がおっしゃっていましたけれども、そのぐらいの深さの地盤改良が必要なのだということで、当初確か記憶しているのだけれども、当初の議会懇談会だと思うのだけれども、この辺の説明あってじゃあ費用はいくらかかるのだと言った時に、3,000万円から3,500万円というお話だったのですよね。要するに、当初のこの深さと今回の深さっていうのは非常に乖離が大きいわけですよ。浅くなるわけですよ、いわゆる端的に言うと。それでなお且つ、100万円が増えたと。この辺の疑問点、これをちょっとお示しをいただきたい。

それと当初、木村課長も当然おられていろいろ町財源の話も出ました。町単費でやはりいまもそうなのだけれども、非常に今後の状況を踏まえるとやはり何か国の補助を考えてくださいと探してくださいとそういうお話もしてきました。これは、正規の場でないので常任委員会ではなかった、確か議会懇談会でそういうお話をさせていただいた経緯はあります。

そうは言っても最終的には町単費と。一般財源からドッと出ちゃうということで、非常にこの辺も町民の皆さんのやはり財源というか税金を使うという位置づけの中でいけば、どうやって努力されたのかなとそれが見えてこない。この辺の動きを一つ、ちょっと報告をお示しをいただきたい。

あと要は、図面提出なのだけれども、構口課長。きょうは、例えば臨時会だけれども、ある意味じゃ傍聴の皆さんも来ているのだけれども、正規の場ですよ。上程をされた部分でこういう図面が上がってきている。しかしながら、どこの例えば一切設計事務所なり、下に本来ならば設計事務所の名前をコンサルタントでもいいのだけれども、そういう部分の謳いが出てきてしかるべきだと思うのだけれども、いわゆる何にもない、どこで作った図面なのか、誰が承認したのか、そういう部分っていうのは記載っていうのはないわけです。こういうのって非常に違和感感ずる。こういう部分で誰が作った図面なのか、誰がハンコ押した図面なのか、こういうのをもとで誰が責任を持って積算したのかという部分でいけば、ちょっと非常に違和感ある。だから、この辺の資料のあり方、これについてもこれでいいのだとか、

これじゃごめんなさい悪かったということであれば、その辺もちょっとお示し。私は、例えばそういうきちんとした設計事務所なりコンサルなり、そういう部分の明記があつて何月何日だとか、そういう部分の記載があつてしかるべきかなと思うのです。

現場での詳細に関しては、施工業者がつまり施工図を書いて、現場からは承認をもらうわけだから、それはいいのだけれども、はたしてこういう場でこういう資料が適切なのかどうかと。ちょっと違和感感じましたので、その三つをお答えいただきたい。

○議長(又地信也君) 3点ほどありました。1点目は、先に建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) まず、図面の標準図についてのご質問になります。

まず、前段に縮小版でお渡ししていた図面になりますが、この図面がまずホテル企画さん側で作製した図面になっております。先ほど竹田議員の時にも説明いたしました、この図面に関しては、地盤改良が含まれていない表面的な平面図のみの計画となっております。

次に、本日提出しております資料についてでございますが、前段作った図面をもとにホテル企画さん側との協議もしながら私ども技術屋も入りながら、この図面を作製しております。

これに対してコンサル名等が入っていないということに関して、これが正規なものかどうかということに関しては、一般的にはコンサル名が入っておりますが、これはコンサルの営業の観点ということもあつて、会社名が入ったものとなかったものがあるということがあります。これに関しては、今回入っていないものに関しては、私ども役場の技術屋のほうも一緒にコンサル業務として協議しながら作ったものでございます。

この寸法が一番最初に、地盤改良の深さが1mということで表現しております。この時点では、まだ地盤の調査をしていなかった段階でございました。しかしながら、やはり地盤改良に伴う金額というのは、大きいというものは私どもも経験的にわかることではございましたので、寸法が確定ではないのですが、あくまでも標準地盤改良がありますよという提示をしなければいけないということも思っておりました。そのタイミングが遅かったという部分に関しては、先ほど副町長が陳謝したような過程になっておりますが、そのあとに今回地盤改良の部分35cmを行うというものに関しては、これは正規に地盤改良をやつて、この厚さの分の置き換えが必要だということになったものでございます。

今度、事業費が寸法が薄くなるのに同じくらいなのはどうかということではございます。

これに関しても私どもも事業費のやはり縮小をするということをいろいろ技術屋として考えました。先ほどから議論になっております水路の部分に関して、暗渠がいいのかということ。暗渠に関してもどういったものを使えばいいだろうかということも経済比較をして事業費の縮小を考えた結果、一部暗渠とU型水路ということになったものでございます。

最後に誰が作ったかということに関しての決裁というか責任という部分に関しては、当然この企業誘致地にございましては、町有地でございます。最終的には、私ども建設水道課のほうで決裁を上げまして、町としての意向としてこの図面をこの場で提示した資料になっておりますから、公の資料ということになりますから、そういった意味では町のほうの作製したものであるという認識でいいということでご理解願いたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 国の補助などを含めての特定財源について、さらに検討いただきたいというご意見をいただいた中での対応でございます。

財政部局含めて相談いたしました、残念ながらストレートにいま特定の財源を充当でき

るような状況ではございません。全体の事業として行った場合には、充当しやすいものもあるのですけれども、その中の一部ですからなかなか厳しいという財政側の見解なのですが、さらに相談しながら行っていきたいというふうに思っています。

先ほど、答弁いたしました建設水道課長の補足でございます。

新井田議員が疑問に思ったのは、掘り下げの深さが圧縮したのに事業費が圧縮できないのはどういうことなのだろうということでございます。

これは、8月の2日の常任委員会の際に、私のほうで3,000万円から3,500万円という提示させていただきました。これも前振りで、ざっくりというふうに発言させていただきました。

これは、技術屋さんと相談した中で、このくらいだということ提示したものでございます。残念ながらそれが少し金額として少なかったということで、それをさらに精度を上げて積算した結果としての今回の3,600万円ということでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 縷々、説明いただきました。構口課長に関しては、説明に関しては、あまり何かピンとこないのだけれども、いずれにしてもやはりこういう資料に関しては、いろんなやり方とかあるのだろうけれども、我々とすればやはり正規なもので提出をしていただきたい。そうでないと非常に何となくどうなっているのだろうというような特にこういうお金の絡む部分に関しては、非常に責任の所在も含めた形で、やはり我々として精査できない部分があります。だから、今後やはりできることであれば図面等の資料に関しては、ある程度そういう明記あるものを提出を望みたいです。

それと、いま金額の増に関してはやはり素朴な疑問で、改良の法面が薄いのになぜ増えるのだろうかとこれは誰もが思うことであって、ただそれがざっくりだとかということなのだろうけれども、やはり前々から私は申し上げているのだけれども、自分のお金じゃないわけですよ使うのが。町民の皆さんの負託に応える部分、あとですねそういう部分、本当にまあ良かったねというような思いで使えるようなお金でないと何か軽くサッとと言われてしまうと非常にその辺の違和感感じます。決してそれが身にならないということではないのだけれども、もうちょっとやはり金額提示ベースもある程度精度を上げていただいて、そして我々にもお示ししていただく、今後そういう部分を望みたいです。以上で終わります。

○議長(又地信也君) ほかに。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 重なりますが、水路の件でちょっと確認したいと思います。

水路、管で600ということ直すということでもあります。私の頭の中では、このホテル建つ部分ここに関しては、畑地でだったと記憶しております。畑地であれば、雨降っても半分はそのまま浸透しますよね。今回、ここ舗装する計画ですよね。その分で雨量自体多くなるのでないかな、600で間に合うかなと。まず、それ一つ。

それから、ホテルのほうに入るところから警察署側のほう、これも一緒に暗渠にするということで計画されております。この部分に関しては、ホテルとは特に関係ない部分ですよ。

現場、確認させてもらいました。特にこのV字溝というかU字溝ですか、特に傷んだふうもなく通常のように使われております。ここまで工事することないのではないのかなと思います。というのは、企業誘致用地の中は8月の2日の資料から変更して、西側というか図面でいけば左下側ですか、ここ塀を建てるという計画だったところをU字溝をいれて自分の分を

排水するという形になっております。この高さを見ると当初の8月2日の時の図面でいけば、設計現在地番ですか平均値でマイナス45とあります。トラフの上端でマイナス30、15cm現場のほうが低くなります。民地側のほうが低くなるという扱いです。現場見ておられるかと思うのですが、民地側には素掘りですけれども側溝あります。その側溝からいまの先ほど言った警察署側のほうの水路のほうに素掘りですけれども、掘ってそっちに導水というか流せるようにしております。ここ暗渠にされたらこの民地側のかた、かわいそうな話ですよ。

いつまでたっても水抜けないという状態になります。この企業誘致用地から警察署通までの15m程度ですか、大した金額でもないのですが、ここ特に手をかける必要もないのではないかなと私は思うのですが、その辺どんなものでしょう。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) まず、大枠として一番最初の水路についてでございます。

まず今回、駐車場整備ということで、表面を舗装にすることになります。この表面を舗装することによって、この水が既設側の水路のほうへ導くように勾配を付けます。この水路の断面600に関して大丈夫なのだろうかという再度のご質問だと思いますが、この600に関しての心配はまず先ほど答弁したように、これに関しては心配はしてございません。その根拠としましては、まず私も役場に入って10何年間になるのですが、ここに対して水が溢れたという現状もないと。それで、普段の水の流れもほとんどない場所でございます。ただ、相澤議員おっしゃるように今回、舗装することによってさらに水がここに導く形になりますので、そういったご心配があるということはこちらも考えた上で、この排水の計画をしております。

それに伴って今回、提示しております図面のホテル側のところに付く排水側溝を今回、追加しております。このことに関しては、私も現地を見て既存の水路があるということは認識しております。その中で、一番最初に提示した部分で、ホテル企画さん側で設計した図面にはこの考慮がなかったので、再度協議をした上でここは必要だという判断をした上で、このU240という水路を設置する追加をしております。

次に、最後に警察通側の水路の15mの部分に関してなのですが、こちらに関しても私も現地のほうを確認しております。確かに水路の損傷等はない状態ではございますが、やはり安全面ということをお考えますと、暗渠にするのがベストということで考えておりますが、これに関しては事業費の圧縮ということを鑑みたくて、現場の状況も把握した上で、再度検討したいということで、技術側のほうとしてはそういう考え方でいま今回の答弁となります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 再度、左下側のU字溝については、企業誘致用地の排水という考え方ですよ。であれば民地側のほう、先ほども話したように素掘りの側溝あります。その水がかなり溜まる扱いになるのですよ。この側溝で受けるわけじゃないですから、素掘りのほうが低いですから、その処理も含めてこの警察署側のほうの水路に関しては、明渠のままでもいいのじゃないかなという考え方ですが。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) ホテル側に付く側溝の話で、先ほど私の説明がちょっと言葉足らずで申し訳ございません。敷地の中には、確かにこのトラフはいれます。ただし、隣の

隣接地の高さでこのトラフをいれますので、隣接地からくる水の処理を今回の企業誘致内のほうに水を導きまして、既存の水路に持ってくるという状況でございます。ですので、隣接地が心配しているようなことは、今回の排水で処理できるということで考えております。以上です。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 相澤議員の懸念されていることも認識しておりますから、ご意見としてその上流部が本当に必要かどうかという意見だと思います。再度、技術的な側面も含めて、さらにきょう様々ご意見いただきましたので、事業費の圧縮という視点も含めて、今後検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 要するに、私が言うのは隣の水も含めて排水するというご答弁されているのですが、設計地盤でマイナス45、トラフの上端でマイナス0.3であれば、隣の地盤より高くなるということです。水溜まるということですよね。さらに、隣では素掘りの側溝掘っているということです。だから、その隣に溜まる水、それを受ける場所としていまの警察署側のほうの部分に明渠にしておかなきゃ上手くはないのではないかということです。以上です。

○議長(又地信也君) 答弁ありませんね。

ほかに。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 鈴木でございます。

2点ほど質問したいのですが、時間も時間なのでまず1点目が、前回の懇談会でも質問いたしました駐車場の有効な運営方法、どのように運営を現時点で考えているのかというお話を懇談会でさせていただきました。先ほど、平野議員からも我が町の基金が3,000万円になってしまうと。相当諸々考えますと前回、懇談会で私がお話をさせていただいたように、道の駅がいま無料なのでホテルのほうの中央駐車場も無料でいくとそのように考えているというご答弁をいただきました。やはり今後、この木古内町が10年・20年長い目を見たときに、少しでも自主財源が確保したいなどその思いはとても強く私は思います。

ですので、現時点でまだ可決否決されていない議案ですから、ちょっと早いかもしれませんが、できれば道の駅とあとホテル側に駐車場の入り口にバーか何か管理するものを付けていただいて、一つの目的としては駐車場基本的に無料ではあるけれども、募金できる仕組み。利用者のかたから何らかの形でお金を徴収できるような案内をしたり、そういう知恵を出し合って、ただ町として予算を出すだけではなくて、回収もできるような有効的な使い方ができないだろうかと考えております。

また、道の駅にないからと無料だからという答弁をいただいた中では、例えば道の駅にそちらの例えばバーを設置したら車が何台来たとか、その辺の数も管理しやすくなるのかなと思っております。町の駐車場、整備費10年・20年見ていった時に、どれぐらいかかるのだろうと。やはり少しでも知恵を出し合って何らかの形で、基本は無料でもちろんいいのです。

ただ、何らかの形でお金を徴収できるような仕組みをちょっと考えてほしいなと思っております。

二つ目、先ほど各議員からこの図面についての積極的な議論が交わされていますが、なぜ

現地を視察してそこで行政側と議会側がしっかりと議論を重ねないまま、いまこの臨時議会が開いてしまったのだろうと。私は、そこは行政側も反省するところでもあるし、議会側もその委員会の中でしっかりと資料だけではなく、知恵だけではなく、汗をしっかりとかけて現地を見ておくべきだったと思っています。

地鎮祭、何人かの議員行かれたので、行っている議員と行っていない議員、やはり感覚違うと思うのですよね。実際に現地の土地を足で踏んだ議員、踏んでいない議員、やはり感覚も違いますので、一度できればどのタイミングでもいいので、もちろん工事側との調整も必要となると思いますが、一度現地視察をしっかりと行政側でしていただいて、親切丁寧な説明を求めたいと思います。

また、前回の議会の時に町長に対して私は、既存の施設もこれからホテルを建てる事業者もこの町の未来のことを考えて、この町の未来の発展のために、これからではなくていままでもやってきたと思うと私はそのような質問をさせていただきました。ですので、町長からきょう全体の町の発展につながると信じていますというようなお言葉をいただきました。私は少しでもこの議論に関して、妥協だったりとか議論が足りないまま物事を進むことはよくないと思っています。ただ、町の未来を考えて前向きな議論を既存の施設もこれからのホテルの施設も町全体が良くなるそういう大きな期待がかかっている、今回の町にとって大きなものであったなと思っていますので、今後とも行政側におかれましては、親切丁寧、そして町民目線。町民の皆さんから見て、透明性のある行政というものを念頭に心がけていただきたいなと思っていますし、私も一議員としてこの町の未来、より良くなるためにどのようにしたらいいのだろうかとか知恵だけではなくて、やはり行政側と議会側汗かかなければいけないと思うので。結論から言いますとまだ現時点ではとても議論不足もあるのかなという部分はあるのですが、副町長、町長の申し訳なかったといままでの手順が正しくはなかったというような部分は、理解いたします。ですので、すみません二つです。駐車場の有効的な運営について、現時点でどう考えているのか。あと2点目、現地視察について、この2点について、お尋ねいたします。

○議長(又地信也君) これは、将来のことであろうかと思えますけれども、駐車場の件について。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 鈴木議員のお尋ねにお答えいたします。

新幹線の開業の2年前に当町の観光客数は、6万人程度。これは、北海道179の自治体のうち最下位でございました。新幹線の開業1年前、約16万2,000人においでいただいて、下から13番目になりました。これがテレビで報道された時、極めてショックでありました。まさか最下位とは知りませんでしたから、認識不足だったということです。そして、新幹線の開業の年は62万人に達したということで、想像以上に予想以上にお客様においでいただいたと。

この要因の幾つもある要因の中の一つには、様々なものが無料ですというこれが大きな要因になっている。大きいかわかりませんが、駐車場の無料もそうですし、ロッカー一室の無料もそうですし、近年ですと道の駅に行くとお茶がただで飲めるとか、またお水がただで飲めるとか、こういった簡単に来られるというところもこのお客様をお招きする要因になっているかと思えます。当町のこれからの駅周辺整備において、駐車場が今回も整備を計画しておりますが、これも無料ということで、どなたでもご利用できるということ。ここがお

客様に喜んでいただけるものではないかと思えます。

○議長(又地信也君) 町長、最終的には有料化するのですかということでしたけれども、町長。

○町長(大森伊佐緒君) いまの時点では、考えておりません。

○議長(又地信也君) 次は、地盤改良の現地調査が議会と行政と一緒にやってやりたいということですが、その辺確認できるかどうか。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 議会側の意向としては受け止めさせていただきましたので、事業者側と今後協議をして、そのようになるように努めていきたいと思えます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 縷々、自分も含めて何人かのかたから議論。私は、やはり今回のこの上程については、率直に言って議論が足りない。資料、説明不足だと言わざるを得ません。

「町有地の造成だ」強調しますけれども、ここは企業誘致条例に基づいて、無償貸与しているのですよ。だから、所有権はホテル企画さんにあるでしょう。そこを町有地という定義もわからない。企業誘致と言えども町長が強調していた町の発展につながる、この部分は理解します。まだまだこの予算の圧縮、排水路の整備だっているいろいろな現地を見て縷々、もう一度やり直す必要があるだろうというふうに私は思います。そういうことからしますと、企業誘致と言えどもホテル建設だけに血税を投入するというのは、容認できないだろうというふうにそういう考えであります。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君から反対討論がありました。

賛成討論のかた、ございませんか。

7番 福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君) 7番 福嶋です。

いろいろきょう2時間も含めて、議論してきました。最終的には、町民の駐車場としていま警察側にあるそれを代替して、ホテル側の便利のようにしたいということともう一つは、ホテルと同時に工事をやるから一緒のものだというふうな考えのようですが、これは町民のための駐車場でありますので、私はそれとは別に考えていまして、町の発展のためにいろいろ含めて賛成したいというふうに思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに討論ございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 平野です。

私、順番からいくと反対討論なのですけれども、私、賛成討論させていただきます。

というのが、いまの福嶋議員の話ですと駐車場に特化しているように思いましたので、ちょっと内容がその駐車場の特化した賛成ということではなくて、竹田議員の反対に対しての

賛成討論ということで、再度させていただきたいと思うのですけれども。

先ほども言ったとおり、我々議員一同で企業誘致条例、可決した流れがあります。その中で、反対の方々のこれまでも意見を聞いてきて、気持ちは重々にわかります。しかしながら、条例に則って進んでこられた新規事業者さんに、この予算が進まなければまた再度事業が遅れるというようなどこまで本当かわかりませんが聞きました。ということは、せっかく町を発展させようと思っている企業のかたがこの行政の不具合、あるいはそれに対する議会の反対で新しく頑張ろうとしている人達の手を止めるということは、やはり町にとってプラスなことではないと思っています。そのかわり竹田議員の言うとおりに、言うこともよくわかります。これまでも常任委員会で様々行政に求めてきたことが先ほども繰り返しになりますけれども、行政が不備があった部分多々あります。しかしながら、きょうのこの議会の中で謝罪もありましたし、既存の企業の方々にきちんとした対応をします。それは、新規の優遇も含めて、町としては考えていただくということを常任委員会で常に伝えてありますので、そのことをしっかりと町が取り組んでいただくということは約束されたと思います。そのことを踏まえまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長(又地信也君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

以上これをもちまして、平成30年第4回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。ありがとうございました。

(午後12時06分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年8月30日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 新井田 昭 男

署 名 議 員 平 野 武 志